

○民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について

昭和60年12月28日

人能A第8号

高等長官あて事務総長依命通達

改正 昭和63年3月8日人能A第5号

平成6年12月27日人能A第41号

平成28年3月24日人能第194号

平成30年3月1日人能第1218号

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによつてください。

記

1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために特に顕著な功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員である者及び民事調停委員又は家事調停委員であった者で表彰の前年の7月1日以降に退任したもののうち、人格識見共に高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励して他の模範とされ、かつ、調停制度に対する功績が特に顕著なものに対して行う。

3 被表彰者の決定

(1) 被表彰者の決定は、毎年、高等裁判所長官の推薦に基づいて最高裁判所長官が行う。

(2) この通達に定めるもののほか、被表彰者の決定方法に関して必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）が定める。

4 表彰の日

表彰の日は、人事局長が定める日とする。

5 表彰の方法

表彰は、最高裁判所において、最高裁判所長官の表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。

付 記

1 この通達は、昭和61年1月1日から実施する。

2 昭和58年8月22日付け最高裁人能A第4号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について」は、昭和60年12月31日限り、廃止する。

付 記（昭和63年3月8日人能A第5号）

この通達は、昭和63年4月1日から実施する。

付 記（平成6年12月27日人能A第41号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日人能第194号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

付 記（平成30年3月1日人能第1218号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。